

## 商品自動車の自動車税減免のお知らせ

### 岡山県

岡山県では、中古自動車販売業者の方が所有する自動車のうち、次の要件に該当する商品自動車の自動車税を申請により一部減免しています。

#### 1. 減免の対象要件

次の(1)～(3)の要件に該当する場合に限り、自動車税が減免になります。

(1) ① 4月1日現在において、中古自動車販売業者の方が商品として所有し、展示していること。ただし、修理等のために展示できないものはこの限りではありません。

② 登録事項の所有者・使用者とも減免申請者と同一であること。

③ 商品自動車であることが、(財)日本自動車査定協会により証明されていること。

(注) 新規登録車(新車、中古車)及び軽自動車は対象外です。

(2) 減免を受けようとする中古自動車販売業者の方に係るすべての自動車税について滞納がないこと。および、その年度に係るすべての自動車税の年税額が納期限(5月31日…土、日曜日の場合は翌月曜日)までに納付されていること。

(注) ① 商品自動車に係る自動車税だけを納期限内に納付されていても、減免にはなりませんので、ご注意ください。

② 年度途中に発生する商品自動車については減免の対象になりません。

(3) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方税法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分(ただし、科料に相当する金額に係る通告処分は除きます。)を受けた方は、それぞれ、その刑の執行を終りもしくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。

また、地方税の滞納処分を受けた方は、その滞納処分の日から2年を経過していること。

#### 2. 減免額

年税額の12分の3に相当する金額(3ヶ月相当分)が減額されます。

## 減免申請手続

#### [第1段階]

##### 商品中古自動車証明申請

受付期間：4月1日から4月30日(休日の場合は前日)

必要書類 ① 商品中古自動車証明申請書(用紙は協会にあります。)

② 古物商許可証の写

③ 当該自動車の自動車検査証の写

(注) 証明手数料は申請車両1台につき320円(消費税別)です。

\*申請に係る商品中古自動車の現車確認完了後、商品中古自動車証明書を発行します。(原則として再発行はしません。)

#### 申請先

(財)日本自動車査定協会岡山県支所

〒703-8233

岡山市高屋119-5

TEL (086) 273-5148

#### [第2段階]

##### 商品自動車の自動車税減免申請

提出期限：自動車税の納期限(5月31日…土、日曜日の場合は翌月曜日)

必要書類 ① 自動車税減免申請書

② 自動車税減免申請内訳書

③ その年度の自動車税納税通知書又は領収証書の写し

④ 古物商許可証の写し

⑤ (財)日本自動車査定協会の発行する商品中古自動車証明書

#### 申請先

岡山県自動車税事務所 課税管理課

〒703-8245

岡山市藤原12

TEL (086) 273-9295